

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生、又は被害の拡大を未然に防止するため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練、その他災害予防を定め、その実施を図るとともに第4章「災害応急対策計画」に定める各種応急対策等を実施する上での体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトが一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な強靱な地域づくりを推進する。

雪害及び事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害の危険性が增大している。そのなかで、風水害等の各種災害の発生を未然に防止し、及び被害の軽減を図るため、地域の特性を正確に把握するとともに、国、県等と連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究及び防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

1 風水害等の災害に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測を行うとともに、風水害等の災害の履歴を調査分析する。

2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、市民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握するとともに、避難路、指定避難所等についての課題を洗い出し、現状に即した最も効果的な避難路、指定避難所等を確保するために必要な対策及びその優先度を検討し、防災公共計画を策定する。また、計画された施策の実施に当たっては、その進行管理を図る。

第2節 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1 実施内容

市及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

防災業務を担う施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 気象等観測施設・設備等

[土木第一・二班]

- (1) 市及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設及び設備の整備、点検及び更新を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 市は、集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

八戸特別地域気象観測所

種別	所在地	設置者	連絡先
気象観測 津波	大字湊町字館鼻67 N40°-31.6、W141°-31.3、海拔27.0m	青森地方気象台	〒030-0966青森市花園一丁目17番19号 017-741-7411

- 地震・津波観測施設 (資料編 3-1)
- その他の気象観測施設 (資料編 3-2)

2 消防施設・設備等

[八戸消防本部]

- (1) 消防施設・設備等の整備

消防ポンプ自動車、消火栓、防火水槽、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災に対処するための資機材の整備を図る。
- (2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画による増強・更新を図るなどして整備する。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の整備確保に努める。

 - 消防施設等の現況 (資料編 3-3)
 - 消防ポンプ自動車等整備計画 (資料編 3-4)
 - 消防水利整備計画 (資料編 3-5)

3 通信設備等

[統括班、八戸消防本部、水道企業団]

市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等最新の情報技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び災害情報共有システム（Lアラート）を整備（戸別受信機の整備を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機器等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備及び非常用電源設備の保守点検並びにこれら設備の的確な操作技術の習得、専門的な知見・技術に基づく浸水・防水対策の措置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう努める。

- 防災行政無線〔統括班〕（資料編 3-6）
- 青森県防災情報ネットワーク〔県〕（資料編 3-7）
- 消防無線〔八戸消防本部〕（資料編 3-8）
- 水道無線〔水道企業団〕（資料編 3-9）

4 水防施設・設備等

[土木第一・二班、下水道班]

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びこれらを備蓄する水防センターの整備及び維持管理に努める。

- 各水防センター及び資材センターの資機材の備蓄状況（資料編 3-10）
- 排水ポンプ車等（資料編 3-11）

5 海上災害対策施設・設備等

[土木第一班、八戸消防本部、八戸海上保安部]

市及び関係機関は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

- 流出油防除資機材（資料編 3-12）
- 海上火災等対策用船舶（資料編 3-13）

6 救助資機材等

[八戸消防本部]

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械及び担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

- 救助資機材等（資料編 3-14）

7 広域防災拠点等

[統括班]

大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点及び救援物資搬送施設等のための防災拠点を確保する。

なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

(1) 整備状況

No	施設等名	所在地	連絡先	敷地面積 (㎡)	駐車台数(台)		利用可能な 設備の状況	区分	備考
					(普通)	(大型)			
1	長根公園 屋内スケート場	売市字興遊 下3	43-9544	17,500	600	6	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	一次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
2	新井田公園 多目的広場	新井田西四 丁目1-1	25-9222	16,800	303	4	電源、水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
3	南郷カッコーの 森エコーラント ギャラリー・ルーム 南郷	南郷大字中 野字高村 5-5	25-9222	4,000	315	5	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
4	南郷カッコーの 森エコーラント 陸上競技場	南郷大字中 野字高村 5-5	25-9222	15,000	0	0	電源、水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
5	南郷カッコーの 森エコーラント 野球場	南郷大字市 野沢字中市 野沢44-10	25-9222	10,000	0	0	電源、水道	二次物資 拠点	活動拠点
6	南郷カッコーの 森エコーラント 体育館	南郷大字市 野沢字中市 野沢44-10	25-9222	900	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
7	新井田インド アリンク	新井田西四 丁目1-1	25-9222	1,800	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	物資拠点
8	長根公園 体育館	売市字興遊 下3	25-9222	1,500	300	0	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
9	長根公園 スポーツ研修セ ンター	売市字興遊 下3	25-9222	500	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
10	長根公園 野球場	売市字興遊 下3	25-9222	12,000	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
11	東運動公園 体育館	湊高台八丁 目1-1	25-9222	2,000	300	108	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
12	東運動公園 陸上競技場	湊高台八丁 目1-1	25-9222	15,000	0	8	電源、水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
13	東運動公園 野球場	湊高台八丁 目1-1	25-9222	12,000	0	8	電源、電話、 水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点

14	道の駅「なんごう」自動車駐車場	南郷大字市 中野館野 4-4	82-2902	7,160	129	7	防災拠点自動車駐車場	防災拠点 自動車駐 車場	活動拠点
15	屋内トレーニングセンター	大字河原木 字谷地田4	25-9222	13,600	100	3	-	その他	-
16	南部山健康運動公園	大字河原木 字蝦夷館 3-6	25-9222	230,000	147	4	-	その他	活動拠点
17	八戸公園	大字十日市 字天摩 33-2	96-4631	370,000	1,010	17	-	その他	活動拠点

※一次物資拠点は東青・西北・中南・下北地域で甚大な被害が発生した場合において、県が国や他県からの支援物資等を集積、分配するための拠点とする候補地の一つであり（三八地域以外の場所で災害が発生した場合に必ず開設されるものではないことに留意）、二次物資拠点は市内で災害が発生した場合に救援物資の受け取りや仕分け、避難所への配送を行うために市が開設する施設である。広域防災拠点の確保に関しては、「青森県広域防災拠点指針」及び「大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書」を参照。

※道の駅「なんごう」は令和4年3月25日に防災拠点自動車駐車場に指定されている。

※カッコーの森エコーランドの「グリーンドーム南郷」は遺体の一時保管場所となることに留意。

※上記施設のうち、八戸ガスとの「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」により、長根公園、東運動公園、南部山健康運動公園、八戸公園がガス復旧活動拠点の候補地となっている。

※上記施設のうち、東北電力との「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」により、長根公園（各屋内施設含む）、東運動公園（各屋内施設含む）、八戸公園、新井田公園（各屋内施設含む）、南部山健康運動公園（屋内施設含む）が電力復旧活動拠点の候補地となっている。

※上記施設のうち、八戸地域広域市町村圏事務組合との「災害時における緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する協定書」により、長根公園（各屋内施設含む）、東運動公園（各屋内施設含む）、八戸公園、新井田公園（屋内施設含む）、南部山健康運動公園（屋内施設含む）、カッコーの森エコーランド（各屋内施設含む）が緊急消防援助隊の活動拠点の候補地となっている。

8 その他施設・設備等

[土木第一・二班、下水道班、八戸消防本部、施設管理者]

(1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検、又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

○ その他の施設・設備等 （資料編 3-15）

- (2) 市は、防災倉庫・防災資機材を整備する。
 - 防災倉庫・防災資機材 (資料編 3-16)

第4節 青森県防災情報ネットワーク

[統括班、八戸消防本部]

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）及び防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

- (1) 専用電話
 - ア 端末局間のIP電話
 - イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話
- (2) 文書データ伝送用端末
 - ア 端末局間の文書データ伝送
 - イ 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2 青森県総合防災情報システムの活用

県は市町村及び防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」及び「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会及び訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

- (1) 各種防災情報の統合化
気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。
- (2) 防災情報の高度化
被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。
 - ア 被害情報及び措置情報
 - イ 指定避難所情報
 - ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報
- (3) 防災情報の共有化
青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村及び防災関係機関で共有する。
 - ア 青森県総合防災情報システム端末の設置
県の防災危機管理課、関係課、災害対策本部等並びに市町村及び防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。
 - イ 市民への情報提供
インターネットを活用し、危険箇所、指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により市民に提供する。
青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、県のホームページ及びLアラートにて、住民へ伝達される。

3 市の災害対策機能等の充実

市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、市は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第5節 防災事業

[統括班、対策推進班、農林班、下水道班、土木第一・二班、建築住宅班、都市計画班、公園緑地班、建築指導班、水産班、八戸消防本部]

流域治水の考えの下、地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水及び利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るものとする。なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図るものとする。

海岸保全事業については、埋立又は干拓事業、港湾事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮して実施する。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山事業 [農林班、土木第一班]

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また、小規模治山事業については市において実施することにより、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、海岸侵食危険地及びなだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の保全、形成等を図ることが市民から強く望まれている。

このため、他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

- 山腹崩壊危険地区 (資料編 3-26)
- 崩壊土砂流出危険地区 (資料編 3-27)
- 地すべり危険地区 (資料編 3-28)
- 小規模山地崩壊危険地 (資料編 3-29)
- 海岸侵食危険地 (資料編 3-30)
- なだれ危険箇所 (資料編 3-31)

(2) 土砂災害対策事業 [土木第一・二班]

集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国・県に働きかけるものとする。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア 砂防事業

市内では、これまで土石流対策、土砂の流下調節及び砂防堰堤の工事が実施され、砂防施設の管理状況は良好であるが、市域には、土石流危険渓流を多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国・県に働きかける。

- 土石流危険渓流 (資料編 3-32)
- 砂防指定地 (資料編 3-33)

イ 地すべり対策事業

市の地すべり対策としては、調査に基づき地すべり危険箇所としてリストアップされ

た箇所について、地すべり対策事業を実施し、地すべり災害を未然に防ぐよう、国・県に働きかける。

- 地すべり危険地区（資料編 3-28）

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

これまで、急傾斜地対策事業として、急傾斜地の崩壊を防止するための施設が白銀地区、河原木地区において重点的に整備されるなどしてきたところである。

しかし、市域には、急傾斜地崩壊危険箇所があつて、崩壊による危険性の高い地区も多いため、今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国・県に働きかける。

- 急傾斜地崩壊危険箇所（資料編 3-34）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定区域（資料編 3-35）

エ なだれ対策事業

市には、なだれ危険箇所があり、今後なだれ対策事業の計画的推進を国・県に働きかける。

- なだれ危険箇所（資料編 3-31）

(3) 河川防災対策事業 [土木第一班]

市内を流下する河川は、一級河川馬淵川とその支流の浅水川、坂牛川、盲堤沢及び土橋川、二級河川新井田川とその支流の松館川、頃巻川及び古里川、二級河川五戸川及び奥入瀬川並びに準用河川馬渡川及び土橋川である。馬淵川は、河口から櫛引橋に至る10kmの区間については、国直轄の、また、その上流部分のうち17.0kmについては、県事業として改修工事が進められている。新井田川は、県事業として新井田川鉄橋から長館橋までの約5.4kmの改修工事が完成している。また、準用河川の馬渡川については、市事業として改修済みである。今後は、これら施行中の事業の早期完成及びその他の河川改修を推進して洪水等の災害防止に努めるものとする。

水系	河川名	水源地	流路延長	市域流路延長	指定区間延長	管理者
馬淵川水系	(1級河川)		km	km	km	国土交通省 青森県 青森県 青森県 青森県 青森県
	馬淵川	岩手県岩手郡	142.4	14.3	10.0	
	馬淵川	—	—	—	31.7	
	浅水川	三戸郡新郷村	35.0	8.7	34.0	
	坂牛川	坂牛	4.3	6.1	4.3	
	盲堤沢	田面木	2.0	—	1.8	
	土橋川	是川	10.1	3.2	3.2	
	(準用河川)					
	土橋川	—	—	4.1	4.1	八戸市
新井田川水系	(二級河川)					青森県 青森県 青森県 青森県
	新井田川	岩手県九戸郡	78.1	22.6	28.6	
	松館川	三戸郡階上町	17.3	5.6	14.0	
	頃巻川	南郷	17.1	11.8	11.8	
	古里川	南郷	12.5	9.8	9.8	
(準用河川)						
	馬渡川	三戸郡階上町	11.0	3.4	3.6	八戸市
五戸川水系	(二級河川)					青森県
	五戸川	三戸郡新郷村	50.7	5.4	47.4	
奥入瀬川水系	(二級河川)					青森県
	奥入瀬川	十和田市	70.7	4.2	70.7	

(4) 海岸防災対策事業 [土木第一班]

当市の海岸線は約53kmで、このうち11,192mが海岸保全区域として指定され、それぞれの防護対策が講じられている。

都市防災対策を計画する。

(1) 地域地区、災害危険区域の設定、指定 [都市計画班]

ア 用途地域の設定

用途混在による環境上・防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

ウ 災害危険区域の指定

県及び市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 都市基盤施設の整備 [都市計画班、土木第二班、公園緑地班、下水道班]

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

ア 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ 都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

エ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

オ ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進する。

(3) 防災拠点施設整備事業 [統括班、対策推進班、土木第一班、八戸消防本部]

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備 [都市計画班]

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、都市機能の更新を図り、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

イ 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

ウ 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

(5) 建築物不燃化対策 [建築住宅班、建築指導班、各班共通]

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保 [建築指導班]

劇場等不特定多数の者が使用する施設及び学校、医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備等により建築物、地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

(7) 空き家等対策 [都市計画班]

平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

3 その他の防災事業

その他の防災事業として、道路、港湾等の点検・整備及び上・下水道の防災性の強化を図るとともに、危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路 [土木第二班]

市には、次のとおり道路注意箇所があり、市道については、点検・整備に努め、国道及び県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国・県に働きかける。

ア 一般国道（県管理区間） ○ 道路危険箇所（資料編 3-39）

イ 主要地方道 //

ウ 一般県道 //

(2) 港湾等 [土木第一班、水産班]

市における港湾、漁港等施設については、市管理の施設の点検・整備に努めるとともに、国、県等の管理施設については、今後とも、防災施設等の計画的整備を国、県等に働きかける。

(3) 上・下水道施設 [水道企業団、下水道班]

市における上・下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに、防災用資機材の整備充実を図る。

(4) 危険地域からの移転対策促進事業 [土木第一・二班、建築指導班]

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に対する助成制度を活用し、その利用促進を図る。

ア 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険のある住宅について、市民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

(5) 盛土による災害防止対策事業

危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、当該盛土について、必要に応じて、地域防災計画や避難情報の発令基準を見直すものとする。

第6節 自主防災組織等の確立

[対策推進班、福祉班、八戸消防本部]

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練、研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化を図る。

1 自主防災組織の現況

現在、自主防災組織は、各地区で組織され、防災活動を行っている。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）に基づく効果的な防災活動ができるよう指導する。

- 市内自主防災組織一覧表（資料編 3-17）
- 八戸地域女性消防クラブ一覧表（資料編 3-18）

2 自主防災組織への支援

自主防災組織の結成は、地域が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の連合町内会等を基にした組織の設立を積極的に支援するとともに、そのかなめとなり、災害対応活動に関する知識・技能及び実行力を有するリーダーの育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に支援するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (2) 自主防災活動を活発にするため、定期的な講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会の中心的人材に対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成及び多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。また、防災リーダーの育成等に当たっては、自助、共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、風水害及び防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (3) 平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救援等のための資機材の充実を図るものとする。

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

(1) 自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ、要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 活動地域内の災害危険の把握
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材の備蓄及び管理
- (カ) 要配慮者の把握
- (キ) 住宅用防災機器の設置促進
- (ク) 地区防災計画の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火活動
 - (イ) 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
 - (ウ) 救出救護の実施及び協力
 - (エ) 集団避難の実施
 - (オ) 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力
 - (カ) 指定避難所の開設・運営
- (2) 自主防災組織は、連合町内会等の住民自治組織のほか、地域における婦人会、民生委員児童委員、消防団、子ども会、高齢者団体、地元PTA、公園管理人、医療機関、社会福祉施設、ボランティア団体、事業者等と密接な連携を図りつつ幅広い協働により、福祉活動、防犯活動等といった活動を展開し、地域安全安心コミュニティの形成に努める。

5 消防署（分署、分遣所）地区担当制度

自主防災組織の活動支援を地域と密着して行うため、消防署（分署、分遣所）に担当地区を割り当てる消防署（分署、分遣所）地区担当制度を設ける。

消防署（分署、分遣所）地区担当制度は、消防団と緊密な連携のもとに運用するものとする。

6 消防団員の役割

消防団員は、防災に関する専門的な知識及び技能を発揮し、自主防災組織の活動において先導的な役割を果たすものとする。

7 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持並びに市民と一体となった災害防御活動）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- オ 地域防災活動への参加

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ 顧客及び従業員の避難誘導
- エ その他

8 地区防災計画の提案

地区居住者等は、八戸市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。八戸市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるのかの判断を行い、必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めるものとする。

第7節 防災教育及び防災思想の普及

[各班共通、八戸消防本部]

風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から風水害等の災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、及び職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会、現地調査等を通じて防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、おおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録による災害教訓等の習得

2 市民に対する防災思想の普及

- (1) 市は、風水害による人的被害の軽減を図る方策として、市民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、警戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味や内容のほか、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの必要な知識が普及するよう、実践的な防災教育を実施するものとする。また、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、ハザードマップの作成・配布や学校における防災教育等を通じて、地域全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は、次による。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間等における関係行事を通じて、防災に関する講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図るものとする。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した

普及啓発を行う。また、災害時にはホームページが活用されるよう促す。

(エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

(ア) 簡単な気象、水象及び地象に関すること。

(イ) 気象予報、警報等に関すること。

(ウ) 災害時における心得

(エ) 災害予防に関すること。

(オ) 災害危険箇所に関すること。

(カ) 市民のとりべき措置に関すること

(a) 家庭においてとりべき次の措置

平時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における各自の役割分担 ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・ 住宅用火災警報器の設置 ・ 最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄 ・ 非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等の準備 ・ 避難所、避難路の確認 ・ 指定避難所における行動、警報発表時や避難指示等の発令時にとりべき行動 ・ 家庭内における風水害等災害発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め ・ ペット用の避難用品及び備蓄品の確保、ペットのしつけ及び健康管理、並びにペットが迷子にならないための対策（犬の鑑札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示） ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の安全の確保 ・ テレビ、ラジオ、ほっとメール、市、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・ 自動車や電話の使用の自粛 ・ 火の使用の自粛 ・ 灯油等危険物やプロパンガスの安全確保 ・ 初期消火 ・ 被災者の救出、救援への協力 ・ 炊き出しや救援物資の配分への協力 ・ 避難所運営への協力 ・ その他

(b) 職場においてとりべき次の措置

平時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の防災会議による役割分担 ・ 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・ 重要書類等の非常持出品の確認 ・ 防災訓練への参加 ・ 最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄 ・ 非常持出品（携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の安全の確保 ・ テレビ、ラジオ、インターネット、市、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・ 自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛 ・ 火の使用の自粛 ・ 危険物の安全確保 ・ 不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保 ・ 初期消火 ・ 被災者の救出、救援への協力 ・ 職場同士の相互協力 ・ その他

(2) 公民館等の社会教育施設を活用し、研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、市民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得て、市民の適切な避難、防災知識及び防災活

動に資するよう次の施策を講じる。

- ア 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川又はに対応した洪水ハザードマップや、内水ハザードマップについても、関係機関が連携して作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設における浸水被害を防止するとともに、洪水時及び内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップや内水ハザードマップを当該施設等の管理者に提供する。
 - イ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。
 - ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民等に配布する。
 - エ 防災マップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解促進を図るよう努める。
 - オ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
 - カ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (4) 青森地方気象台は、青森県、県内の市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。
- (5) 災害教訓の伝承
- 市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果及び映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第8節 企業防災の促進

[統括班、対策推進班、商工班]

企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設利用者等の安全確保、及び機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

市、八戸商工会議所及び南郷商工会は、事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等による事業継続力強化の取組を共同で支援し、防災・減災対策の普及を促進する。

2 防災意識の向上

市は、各企業のトップから一般職員に至る全社員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。

4 従業員の安全確保

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

第9節 防災訓練

[対策推進班、八戸消防本部]

災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と市民の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化及び市民の防災意識の向上を目的として、計画的及び継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はこれらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加の下での夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定などに努めるほか、実態に即した訓練項目の実施に努める。

訓練の方法については、努めて、人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測又は判断若しくは活動方針の決定等を行わせる図上訓練等により実施する。

なお、訓練終了後は評価を行って、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアル、体制等を見直すものとする。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。

また、訓練の実施に当たっては、必要に応じハザードマップを活用する。

ア 市水防計画に基づいて実施する。

イ 実施時期は、できるだけ出水期又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努めるものとする。

ウ 実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 情報収集伝達訓練
- (エ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (オ) 交通規制訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) 水防訓練
- (ク) 土砂災害防御訓練
- (ケ) 救助・救出訓練
- (コ) 救急・救護訓練
- (サ) 応急復旧訓練
- (シ) 給水・炊き出し訓練
- (ス) 隣接市町村等との連携訓練
- (セ) 指定避難所開設・運営訓練
- (ソ) 要配慮者の安全確保訓練
- (タ) ボランティアの受入れ及び活動訓練

- (1) (イ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練
- (2) 大規模林野火災想定
 - 大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。
 - ア 実施期間は、山火事防止運動強化期間（4月10日～6月10日）内とする。
 - イ 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努めるものとする。
 - ウ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 情報収集・伝達訓練
 - (イ) 現場指揮本部設置訓練
 - (ウ) 航空偵察訓練
 - (エ) 空中消火訓練
 - (オ) 地上消火訓練
 - (カ) 避難・避難誘導訓練
 - (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2 個別防災訓練の実施

市は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を行って、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアル、体制等を見直すものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常召集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 指定避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他市独自の訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練及び総合防災訓練の参加者となる市民に対して、市の広報誌等各種の媒体を通じた参加案内を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、市民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、市民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第10節 避難対策

[統括班、対策推進班、福祉班、保健衛生班、土木第一班、八戸消防本部、各施設管理者]

災害時等における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施並びに避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所、避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

1 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等に応じて、近隣市町村に設けることができるものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造及び設備を有する施設であって、救援物資の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定し、平時から、指定避難所の確保、受入人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

ア 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。

イ 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること。

ウ 大規模な土砂災害、浸水等の危険のないところとすること。

エ 地区分けをする場合においては、町内会・自治会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること。

オ 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

カ 主として要配慮者を滞在させる施設にあっては、施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適していること、及び避難所での生活に関して相談等の支援を受けることができるなど、要配慮者が安心して生活ができる体制が整備されている施設であること。

キ 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入を想定していない避難者が避難してこないようにすること。

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、

個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること。

ク 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができること。

ケ 災害の状況により、指定の避難所のみでは足りない場合、又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じること。感染症対策のため、指定避難所の収容人数の制限が必要な場合についても同様とする。この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整等を実施しておくものとする。

コ 指定避難所の施設管理者は、あらかじめ避難者の受入体制及び支援体制の確保に努めること。

サ 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること。また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること。

(2) 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。

整備に当たっては、要配慮者、男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性や子供等、及び周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、移動式トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電機等の整備に努めるものとする。

ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努めるほか、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

<指定避難所及び避難場所>

○ 指定避難所等一覧（資料編 3-19）

- 一時避難場所 (資料編 3-20)
- 広域避難場所 (資料編 3-21)
- 福祉避難所 (資料編 3-24)

＜指定避難所・避難路等位置図＞

指定避難所・避難路等位置図は、八戸市ホームページで公開している。

- 八戸市洪水ハザードマップ
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kowankasenka/kurashinoanzen_anshin/1/1/2161.html
- 八戸市土砂災害ハザードマップ
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/2/1/4345.html>

3 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

4 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、居住者や観光客等の円滑な避難誘導及び当該場所の存在を平時から周知・啓発するため、案内標識や誘導標識を設置するよう努める。また、指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、災害の危険の及ばない場所又は施設を、洪水、津波、土砂災害等の災害の種類ごとに指定するものであることから、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努める。

5 避難路の選定

- ア 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること。
- イ 避難のため必要な広さを有する道路とすること。

6 避難訓練の実施

市民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害の避難訓練においては、危険な急傾斜地からの速やかな離脱を内容とするなど、実践的な避難訓練の実施等により、住民の意識啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

7 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 指定避難所等の広報

市民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け

エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

特に、避難時の心得については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、既に周辺で災害が発生している場合等、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって危険を及ぼしかねないと住民自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難又は屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

ア 避難準備の知識

イ 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

8 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(2) 避難指示等を発令する発令対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）並びに当該発令対象区域の世帯数、居住者数及び避難行動要支援者の状況並びに指定避難所の名称及び所在地

(3) 指定避難所への経路及び誘導方法

(4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制

(5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給措置

エ 被服及び生活必需品の支給措置

オ 負傷者に対する応急救護措置

カ その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

(7) 指定避難所の管理に関する事項

ア 避難者受入中の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知

エ 避難者からの各種相談の受付

オ その他必要な事項

(8) 災害時における広報

(9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所等の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティと連携して行う。

⑩ ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

9 広域一時滞在に係る手順等の策定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

10 その他

- (1) 市は、平時及び災害時における男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。
- (2) 市保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して情報を提供するよう努めるものとする。

第11節 災害備蓄対策

[対策推進班]

災害時に必要な物資の備蓄は自助・共助によるところを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等とする。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

ア 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄する。

イ 自主防災組織等における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄する。

ウ 事業所等における備蓄

事業者は、災害時に必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

- ・想定最大規模の被害想定を基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品、ブルーシート、土のう袋、感染症対策用品や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。
- ・市は、住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。
- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- ・平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。なお、備蓄の方法として、あらかじめ事業者に協力を依頼し、在庫の食料品や日用品等を災害用の基礎として活用する流通在庫備蓄について検討するものとする。
- ・市は、青森県災害備蓄指針を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

第12節 要配慮者の安全確保対策

[福祉班、避難所班、保健衛生班、建築住宅班、防災関係機関、要配慮者利用施設管理者]

風水害等の災害に備えて、要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 要配慮者の支援体制の整備等

[福祉班、避難所班、保健衛生班、建築住宅班、防災関係機関]

- (1) 市等防災関係機関は、市民に対して要配慮者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容及び程度に応じた防災知識の普及に努める。
- (2) 市は、防災（防災・減災対策への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (3) 市等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (4) 市は、避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。
- (5) 市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。
- (6) 防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

<浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設>

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧（資料編 3-25）
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧（資料編 3-44）

2 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

[福祉班]

市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する要配慮者のうち、特に自力で避難することが困難な高齢者又は避難に時間を要する要介護者、障がい者等（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

また、市は本計画に定めるところにより、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成するものとする。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、要介護状態区分、障害支援区分等の要件のほか、地域において新たに重点的・優先的支援が必要と認められる者が漏れることのないよう、具体的な要件について別途定める。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報及びその入手方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 記載する個人情報

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日

- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

市は、市の関係部局で把握している情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない情報については、県その他の者に対して情報提供を求める。(3) 名簿情報の適正管理

市は、収集した情報について、八戸市行政情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態等の変化を適切に反映したものとなるよう、その把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築するものとする。

(5) 避難支援等関係者

市は、避難支援に関わる関係者として、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、避難支援等の実施に必要な限度であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるものとする。

ア 八戸消防本部、消防署（分署、分遣所）、及び消防団

イ 警察

ウ 民生委員、八戸市民生委員児童委員協議会

エ 八戸市社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 町内会又は自治会

キ 福祉関係事業者

ク その他避難支援等について市長が必要と認める者

※ オ、カ、キ及びクについては、市と避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した団体に限る。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 自主防災組織、町内会又は自治会、民生委員及び福祉関係事業者に提供する名簿は、それぞれの業務等に関係する地区や部分に限定する。

ウ 避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載される個人情報は法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するほか、避難支援等関係者が名簿を施錠可能な場所等へ保管するよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、名簿情報の取扱状況

を定期的に調査するほか、個人情報の取扱いに関する研修を定期的に開催する。

- (7) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮については、次に掲げる事項に留意する。

- ア 分かりやすい言葉、表現及び説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- イ 避難行動要支援者等に合った、必要な情報を選択して伝達すること。
- ウ 各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、防災行政無線及び広報車による情報伝達に加え、緊急速報メール及びほっとスルメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

- (8) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。なお、避難行動要支援者支援は地域ぐるみで推進していくことが重要であることから、地域の団体や関係機関と連携・協力関係を構築するとともに、次の事項に留意し、説明会又は防災訓練等を通じて避難支援等関係者の安全確保に関する普及・啓発を図る。

- ア 市は、避難の必要性並びに避難行動要支援者名簿の意義及びあり方を説明し、避難支援等関係者は、自身の安全確保の措置を決めておくこと。
- イ 平時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難方法その他の支援について避難行動要支援者の理解を得ておくこと。
- ウ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、及び周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の意義、活用方法等について理解を得るとともに、災害時の状況によっては支援を受けられない場合もあり得ることを理解してもらうこと。

3 個別避難計画の作成及び運用

[福祉班、防災関係機関]

- (1) 計画の作成

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

- (2) 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

- ア 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

市は、避難行動要支援者について、次に掲げる事項をもとに優先度を判断し、優先度が高い者から計画を作成する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 当事者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- (ウ) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

- イ 作成目標期間

市は、計画作成の優先度が高いと判断する者について、災害対策基本法改正法（令和3年法律第30号）施行後からおおむね5年程度で作成する。

- ウ 作成の進め方

市が作成の主体となり、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくり等の関係部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、

民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携し、作成する。

(3) 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 記載する個人情報

- (ア) 避難行動要支援者名簿に記載する情報
- (イ) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (エ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

市の関係部局で把握している情報を集約するとともに、市で把握していない情報については、県その他の者に対して情報提供を求める。また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員などの関係者から情報の把握に努める。

(4) 計画情報の適正管理

市は、収集した情報について、八戸市行政情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 計画の更新

市は、避難行動要支援者の心身の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、次のとおり計画の情報を随時更新するものとする。

ア 更新の契機

- (ア) 本人、家族の申し出
- (イ) 平時の訪問活動や見守り活動、防災訓練等を通じ更新の必要性を確認
- (ウ) 避難支援等関係者を通じて点検を呼びかけ

イ 更新が必要となる事情の変更

- (ア) 避難行動要支援者の状態
- (イ) 災害時の情報伝達
- (ウ) 避難誘導等

ウ 更新の周期

- (ア) 本人又は避難支援等関係者から変更の届出時
- (イ) 避難行動要支援者名簿の更新時

(6) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、市長は、計画を提供する関係者に対して、計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるものとする。

(7) 計画の情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、個別避難計画の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 個別避難計画には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- イ 自主防災組織、町内会又は自治会、民生委員及び福祉関係事業者に提供する個別避難計画は、それぞれの業務等に関する地区や部分に限定する。
- ウ 避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載される個人情報には災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するほか、避難支援等関係者が計画を施錠可能な場所等へ保管するよう指導する。
- オ 個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導する。
- カ 個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者に対し、計画情報の取扱状況を定期的に調査するほか、個人情報の取扱いに関する研修を定期的開催する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。なお、避難行動要支援者支援は地域ぐるみで推進していくことが重要であることから、地域の団体や関係機関と連携・協力関係を構築するとともに、次の事項に留意し、説明会又は防災訓練等を通じて避難支援等関係者の安全確保に関する普及・啓発を図る。

- ア 市は、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を説明し、避難等支援関係者は、自身の安全確保の措置を決めておくこと。
- イ 平時に個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で、避難方法その他の支援について避難行動要支援者の理解を得ておくこと。
- ウ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り及び周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の制度の活用や意義等について理解を得るとともに、災害時の状況によっては支援を受けられない場合もあり得ることを理解してもらうこと。

(9) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(10) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 要配慮者利用施設の安全性の確保

[福祉班、要配慮者利用施設管理者]

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
国、県及び市は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の

入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

- (4) 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。
- (5) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
- (6) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第13節 災害ボランティア活動対策

[調整広報班、学校教育班]

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から災害ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1 関係機関の連携・協力

市は、県、八戸市社会福祉協議会等関係機関と、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

2 災害ボランティアの育成

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、八戸市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し、防災に関する研修、訓練等への参加を促し、災害ボランティアの育成を図る。

3 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、八戸市社会福祉協議会等関係機関は、連携して災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 防災訓練等への参加

市は、市教育委員会と協力して、八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、災害ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、市内で活動するNPO・ボランティア等の防災訓練への参加を促すなどして防災意識の高揚を図る。

5 ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

○ ボランティア団体等（資料編 3-40）

6 災害ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、八戸市社会福祉協議会及びボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。市は、関係機関やNPO・ボランティア等と連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市は、地域住民やNPO・

ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第14節 文教対策

[教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班]

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命及び身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育施設の土地、建物及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備及び学校等の不燃堅ろう構造化の促進を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

[学校教育班]

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を行うことにより、防災組織体制の整備を促進する。また、学校の施設及び設備の安全点検を行うとともに、児童生徒等に対する安全に関する指導及び教職員に対する防災に関する研修に関する事項、その他学校における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

2 防災教育の実施

[学校教育班]

学校における防災教育は、災害発生時における危険について理解させ、適切な行動をとれるよう、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮して適切に行う。

(1) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家又は災害体験者による講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施、県又は市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(2) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策、災害時の正しい行動、災害発生時の危険等についての教育を行う。また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

[学校教育班]

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の向上を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況及び児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期、誘導及び伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡し方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 訓練実施後は、訓練の評価を行い、必要に応じてマニュアルを修正する。

4 登下校の安全確保

[学校教育班]

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア 通学路については、八戸警察署、消防機関等と連携し、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ 児童生徒等の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意及び保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

[教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班]

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定又は造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

[教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班]

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

[学校教育班]

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8 文化財の災害予防

[社会教育班]

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、及び予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては文化庁長官又は法の定めるところにより指定若しくは委託を受けた県教育委員会又は市町村教育委員会、県指定のものにあつては県教育委員会、市指定のものにあつては市教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

○ 市内指定文化財 (資料編 3-41)

第15節 警備対策

[統括班、対策推進班、防災庶務班、八戸警察署]

八戸警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全及び秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1 措置内容

八戸警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行うものとする。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所、避難路及び指定避難所の受入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の向上

日頃から市民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の向上を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第16節 交通施設対策

[土木第一・二班、水産班]

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1 道路・橋梁防災対策

[土木第一・二班、]

道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通のあい路となるおそれが大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れ、落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと精度を高める。

2 港湾・漁港防災対策

[土木第一・二班、水産班]

港湾管理者、漁港管理者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 港湾改修

災害時における物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設を整備する。

また、台風による被害を防止するため、防災施設を整備するとともに、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。国（国土交通省）及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

国（国土交通省）及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

(2) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び荒天時の波浪等による被害の解消のため、泊地及びけい船岸を整備する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

(4) 協定の締結

発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

3 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[下水道班、水道企業団、ライフライン事業者]

風水害等の災害による電力、ガス、上下水道、電気通信及び放送施設の被害の拡大を防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

1 電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

また、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア 観測又は予報のための施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

ウ 水防又は消防に関する施設及び設備

エ その他災害復旧用の施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

市は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確

保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。

イ PRの方法

公衆感電事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道媒体を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

2 ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、災害時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ 応急復旧動員体制の整備

エ 応急復旧用資機材の整備

オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

ア ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設

[水道企業団]

八戸圏域水道企業団は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備を図るとともに、緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設

[下水道班]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水及び敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設及び機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(3) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

5 電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア 豪雨又は洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 火災又は大雪に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火又は耐雪構造化を行う。

ウ 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関との連携を拡大する。

エ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保す

るため、2ルート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者等に対して周知するよう努める。

エ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6 放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止及び災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第18節 水害予防対策

[土木第一・二班、統括班、対策推進班、避難所班、八戸消防本部]

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、市民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

1 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第5節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため、日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車及び放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2 気象、水象等の観測体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

市は、河川の氾濫、土砂災害等の危険性が高い地域での水位・雨量観測所等の整備について検討する。また、青森地方気象台及び県が発表する予報、気象データ等を的確に収集するための体制を整えるとともに、関係機関と連携・協力し、観測体制の充実に努めるものとする。

3 情報収集、連絡体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「(国)大規模水害に備えた減災対策協議会」、「(県)大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、市、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

4 市民への情報伝達体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

災害に関係する気象警報(特別警報含む)、注意報、気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、市防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の市民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。また、市民から市等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

5 水防資機材の整備

[土木第一・二班]

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」による。

6 水防計画の作成

[土木第一班]

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置
 - 重要水防箇所 (資料編 3-42)

7 浸水想定区域等

[統括班、対策推進班、土木第一班、下水道班]

- (1) 市は、国土交通大臣又は知事による洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 市は、浸水想定区域に主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 市長は、本計画において定められた事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 市は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害の軽減を図る取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (6) 市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (7) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

ア 浸水想定区域

馬淵川、浅水川、五戸川、新井田川及び奥入瀬川における洪水浸水想定区域は次のとおりである。

管理	水系	河川名	洪水浸水想定区域図の参照
国	馬淵川	馬淵川下流	青森河川国道事務所HP http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/index.html
県	馬淵川	馬淵川中流	青森県HP

	馬淵川	浅水川	https://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/kozuisinsuisou tei.html
	五戸川	五戸川	
	新井田川	新井田川	
	奥入瀬川	奥入瀬川	

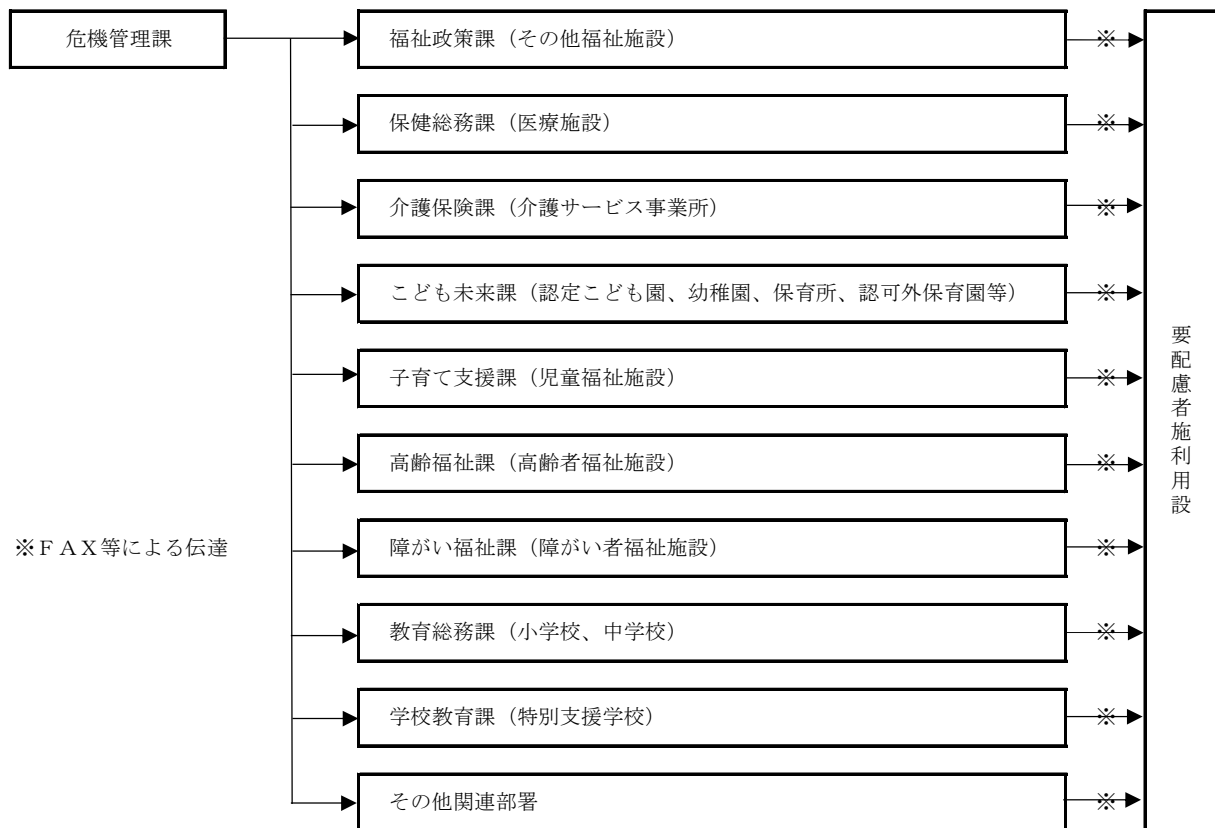
イ 地下街等又は主として要配慮者が利用する施設

馬淵川、浅水川、五戸川、新井田川及び奥入瀬川の浸水想定区域内における、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

○ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧 (資料編 3-25)

ウ 洪水予報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。



避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

(ア) 周知徹底の方法、内容

避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

a 信号 (警鐘、サイレン) により伝達する。

津波、洪水等による避難指示は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——

- b ラジオ、テレビ放送により伝達する。
 - c 防災行政無線（同報系無線）により伝達する。
 - d 広報車により伝達する。
 - e 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。
 - f 電話により伝達する。
 - g 緊急速報メール及びほっとスルメールにより伝達する。
- (イ) 市長等避難指示をする者は、概ね次の内容を明示して実施するものとする。
- a 避難が必要である状況
 - b 危険区域
 - c 避難対象者
 - d 避難経路
 - e 指定避難所
 - f 移動方法
 - g 避難時の留意事項

エ 指定避難所及び指定緊急避難場所

馬淵川、浅水川、五戸川、新井田川及び奥入瀬川の浸水想定区域において洪水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における市民及び地下街等又は要配慮者が利用する施設の利用者は、浸水想定区域外の指定避難所へ避難するものとする。

8 避難情報の発令基準

警戒レベル	避難情報	発令基準	
3	高齢者等避難	洪水予報河川（馬淵川下流）	水位周知河川（馬淵川中流、浅水川、新井田川、五戸川、奥入瀬川）
		1 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3）に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが見込まれる場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方の明るい時間帯に発令）	1 基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2 基準となる水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2）を超えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警報（赤）」が出現した場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方等の明るい時間帯に発令）

<p>4</p>	<p>避難指示</p>	<p>1 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</p> <p>2 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・浸食等があった場合</p> <p>5 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>	<p>1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>2 基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4 世増ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>
<p>5</p>	<p>緊急安全確保</p>	<p>【災害が切迫】</p> <p>1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれ</p>	<p>【災害が切迫】</p> <p>1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 洪水警報の危険度分布で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p>

	<p>が高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発表された場合や排水機構の運転を停止せざるを得ない場合（支流合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）や水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準1～4を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発表された場合や排水機構の運転を停止せざるを得ない場合（支流合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準1～4を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
--	--	---

9 水防訓練

市は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第19節 風害予防対策

[各班共通、八戸消防本部]

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

1 市民への情報伝達体制の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報、警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 市は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に市民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

市等防災関係機関は、第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は、次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命及び身体の安全の確保に関すること。
- (2) 農作物等の防風対策に関すること。
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。
- (4) 竜巻注意情報に関すること。

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び八戸警察署長は、強風又は飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性を確保する。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を実施する。
- (4) コンピュータシステム及びデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第20節 土砂災害予防対策

[土木第一・二班、統括班、対策推進班、農林班、建築指導班、八戸消防本部]

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、市民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

1 土砂災害危険箇所の把握及び市民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって市民に周知徹底し、危険箇所周辺の市民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等について普及啓発を図る。

2 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準

[統括班、対策推進班、土木第一班]

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と青森地方気象台から共同で発表される。また県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。なお、当該情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当するものである。

市は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、市民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、市民への周知に努める。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等（警戒レベルを含む）を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

市は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知するものとする。

<避難情報の発令基準>

種 別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう、暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 土砂災害の発生が確認された場合

※大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報の実況・予測は、防災情報提供システムを活用する。

3 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

4 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一・二班]

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、避難指示等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

5 市民への情報伝達体制等の整備

[統括班]

災害に関係する気象予報・警報等、土砂災害警戒情報、避難指示等を迅速かつ確実に市民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6 危険区域内における行為制限の周知徹底

[土木第一・二班、農林班]

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わな

いよう三八地域県民局地域農林水産部及び三八地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積並びに樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7 避難体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

危険箇所周辺の市民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第10節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の市民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報及び土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

- (1) 土石流（山津波）危険溪流
 - ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき。
 - イ 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき。
 - ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めるとき。
（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
 - エ 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき。
 - オ 溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき。
- (2) 地すべり危険箇所
 - ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき。
 - イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき。
- (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - ア 斜面から急に水が湧き出したとき。
 - イ 小石がパラパラ落ち始めたとき。
- (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
 - ア 立木の倒れる音や山鳴り・地鳴りの音がするとき。
 - イ 山腹に亀裂が生じたとき。
 - ウ 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき。
 - エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき。

8 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

[土木第一・二班、農林班、建築指導班]

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」及び「森林法」に基づく区域指定の促進並びにこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に

対する配慮についての指導の徹底

- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にあたる既存不適格住宅の移転の促進

9 土砂災害防止法による施策

[統括班、対策推進班、土木第一班]

土砂災害警戒区域における対策

- (1) 市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報、警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定める。
- (2) 市は、本計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しては、FAX、電話等により、警戒情報、避難勧告等の情報を伝達する。
- (3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。なお、作成した避難確保計画は市長に報告する。

- (1) 防災体制及び情報の収集・伝達に関する事項
(2) 避難誘導に関する事項
(3) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
(4) 防災教育・訓練に関する事項

- 土砂災害警戒区域等一覧 (資料編 3-43)
- 土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧 (資料編 3-44)
- 八戸市土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域ごとの情報の伝達方法、避難場所、避難経路等は、八戸市土砂災害ハザードマップに掲載している。なお、八戸市土砂災害ハザードマップは八戸市ホームページで公開している。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrika/2/1/4345.html>

第21節 火災予防対策

[八戸消防本部、社会教育班]

火災の発生を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及、消防体制の充実強化等を図るものとする。

1 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、市は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては指導を行い、重大なものについては警告、命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、市民に市火災予防条例等の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見及び火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止及び初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動、建築物防災運動等の火災予防に関する諸行事を通じて広く市民に対し防火思想の普及を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、学校等における危険物容器の転落防止について指導する。

市街地、避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性消防クラブを育成指導する。

イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱い及び防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的かつ総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」、「消防団の装備の基準」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備・充実を図る。

なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難場所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善並びに教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、市民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、市民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底させるものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外において、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内で喫煙をしないこと。

カ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口を閉じて行うこと。

5 文化財に対する火災予防対策

市教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者、管理者又は管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導及び助言する。

第2.2節 複合災害対策

1 方針

地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

2 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

3 実施内容

- (1) 県、市及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第23節 八戸市水防センター

[土木第一・二班、八戸消防本部、統括班、対策推進班]

風水害等の大規模災害時における防災対策の現地活動拠点とするとともに、市民、自主防災組織、災害ボランティア等による防災コミュニティ活動の推進の場として、八戸市水防センターを積極的に活用する。

1 職員の配置

当施設の管理は、災害時の迅速な対応等を考慮して八戸消防本部が行い、市民等に対する研修会などを通じ防災意識の普及を図るため、館長その他の職員を置く。

2 施設の目的

施設の目的は、次のとおりとする。

- (1) 洪水時における水防活動の拠点（水防団の待機・休憩場所）
- (2) 防災用資機材の保管場所（水防用資機材の保管場所）
- (3) 防災コミュニティ活動の推進の場
研修等を通じ、市民及び各種団体への防災意識の普及及び防災コミュニティ活動の推進を図る。
- (4) コミュニティセンターとしての活用
平時は、コミュニティセンターとして活用する。

3 設置場所

名 称	住 所	連絡先
新井田川水防センター	田向字五丁目3-6（新井田川河川防災ステーション内）	TEL 0178-24-9391 FAX 0178-24-9392
馬淵川水防センター	尻内町字上川原54-1（馬淵川河川防災ステーション内）	TEL/FAX共通 0178-51-8199

4 利用方法等

利用方法は、次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

- (1) 新井田川水防センターの利用方法
 - ア 利用時間 午前9時30分から午後10時まで
 - イ 休館日 毎週月曜日
12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 使用受付 使用期間の2か月前から7日前まで（電話予約可）
 - エ 使用箇所 研修室（100名程度の会議が可能）
 - オ 使用料 4時間まで1,880円（国、地方公共団体又は防災関係団体が防災関係事務の打合せ等に使用するとき等には減免措置が受けられる。）
- (2) 馬淵川水防センターの利用方法

利用方法は次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

 - ア 利用時間 午前9時30分から午後10時まで
 - イ 休館日 毎週月曜日
12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 使用受付 使用期間の2か月前から7日前まで（電話予約可）
 - エ 使用箇所 研修室（50名程度の会議が可能）
 - オ 使用料 4時間まで930円（国、地方公共団体又は防災関係団体が防災関係事務の打合せ等に使用するとき等には減免措置が受けられる。）

5 関連施設

(1) 新井田川河川防災ステーションヘリポート

ア 使用許可権者 青森県三八地域県民局地域整備部 用地課（財産）
八戸市大字尻内町字鴨田7
TEL 0178-27-5187 FAX 0178-27-4715

イ 利用可能な業務

- (ア) 水防活動、災害救助、災害復旧、救急患者の搬送等の業務
- (イ) 防災に関する演習
- (ウ) 緊急を要する公務
- (エ) 報道関係の緊急的な業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、社会経済上やむを得ないと認められるもの、又は、公衆による河川の利用に寄与するもの。

ウ 緊急時の手続

災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先・・・三八地域県民局地域整備部 用地課（財産）
八戸市大字尻内町字鴨田7
TEL 0178-27-5187 FAX 0178-27-4715

(2) 馬淵川河川防災ステーションヘリポート

ア 使用許可権者 国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸出張所 事務係
八戸市長苗代二丁目5-8
TEL 0178-28-2626 FAX 0178-28-2007

イ 利用可能な業務

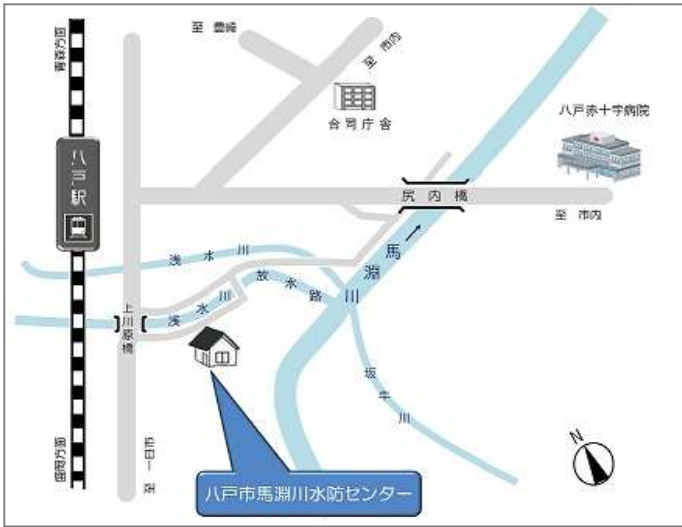
- (ア) 水防活動、災害救助、災害復旧等の業務
- (イ) 防災に関する演習
- (ウ) 緊急を要する公務
- (エ) 報道関係の緊急的な業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、社会経済上やむを得ないと認められるもの、又は、公衆による河川の利用に寄与するもの。

ウ 緊急時の手続

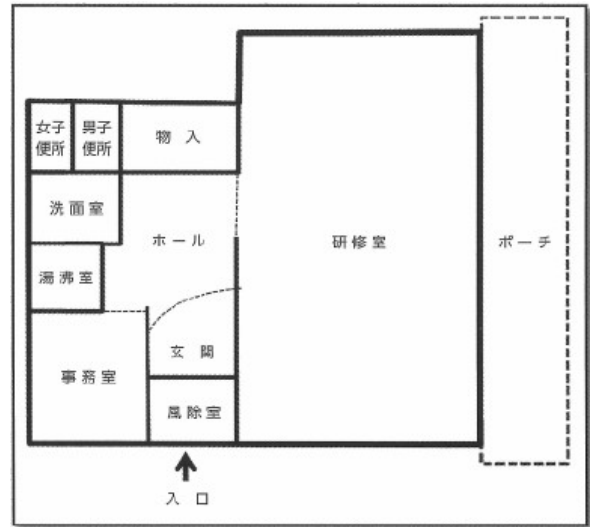
災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先・・・国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所 事務係
八戸市長苗代二丁目5-8
TEL 0178-28-2626 FAX 0178-28-2007

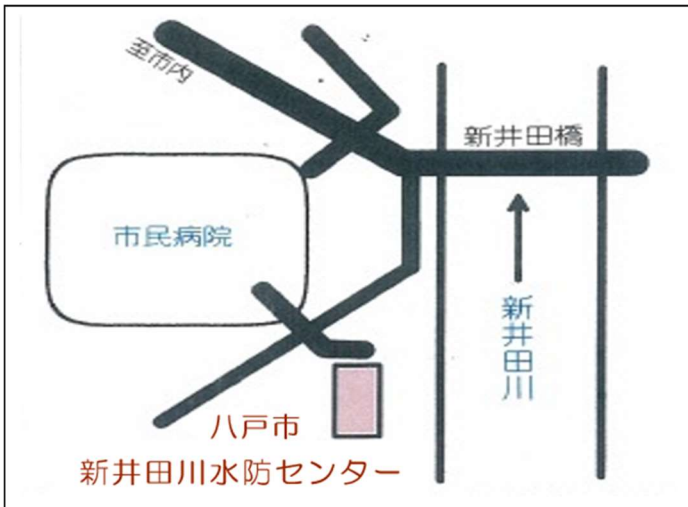
八戸市馬淵川水防センター
(案内図)



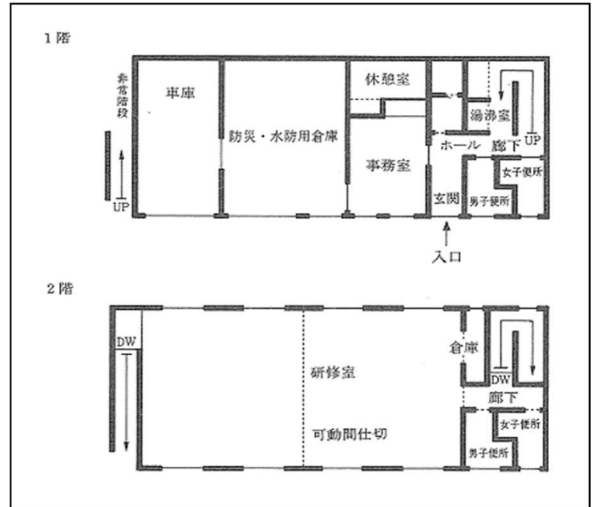
(平面図)



八戸市新田川水防センター
(案内図)



(平面図)



第24節 地域防災拠点施設

[統括班、対策推進班、八戸消防本部、長根屋内スケート場]

市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、過去における風水害等の災害発生状況並びに、近年集中豪雨が局地化及び激甚化していることを踏まえ、既存施設を活用して風水害等による大規模災害時における即応力を強化するほか、令和元年度に整備された長根屋内スケート場を地域防災拠点施設として活用し、避難対策、災害応急復旧活動対策及び被災者支援等の強化を図る。

1 八戸消防防災センター（八戸市大字田向五丁目1-1）

(1) 総合監理施設

第2章第3節「八戸市災害対策本部」により災害発生時に市庁舎に設置される災害対策本部の補助・代替機関として本部の活動を支援するとともに、大規模かつ広域的な災害が発生した場合における現地対策本部として活用する。

(2) 備蓄施設

食料、飲料水、生活必需品等の備蓄倉庫のほか、第4章第9節「食料供給」による流通在庫備蓄、他地域等からの支援物資等の一時保管及び配布の拠点として活用する。

(3) 防災教育施設

第3章第6節「自主防災組織等の確立」による地域の自主防災組織等が防災意識の高揚を図る施設として並びに防災に関する知識及び技術を習得する施設として利用するとともに、第3章第14節「文教対策」による児童生徒等の防災教育の場として活用する。

2 八戸市長根屋内スケート場（八戸市大字売市字奥遊下3（長根公園内））

(1) 避難者収容施設の確保

風水害等による大規模災害が発生した場合に多数の避難者（帰宅困難者等）が発生することを想定し、一時的な避難者受入施設として各諸室及びアリーナ部分を活用する。

(2) 防災関係機関の活動拠点の確保

風水害等の大規模災害が発生した場合、消防、警察及び自衛隊並びに電気、ガス、通信施設等を管理する防災関係機関の応援部隊並びに災害復旧部隊が派遣されることから、各諸室及び屋外駐車場を災害応急復旧活動拠点として活用する。

(3) 救援物資集積場所の確保

風水害等の大規模災害が発生した場合、市内外から流通物資及び支援物資が大量に送られてくることが想定されることから、アリーナ部分を支援物資の保管、荷捌き及び仕分け作業のスペースとして活用する。

なお、八戸市長根屋内スケート場は、県の一次物資拠点（災害時に県が設置する広域物資拠点）となっている。

(4) 備蓄倉庫の確保

風水害等の大規模災害が発生した場合、多数の避難者が発生することから、防災資機材、食料等を備蓄する保管スペースを確保する。

第25節 公共交通の維持・確保対策

[公共交通班、運輸班、防災関係機関]

風水害等発生時における市民の混乱を未然に防止するため、公共交通関係機関相互の連携・協力体制を確立し、災害に強い公共交通システムの構築を図る。

1 災害時公共交通行動指針の策定と進行管理

風水害等被害により公共交通が長期的に運休する場合に備え、市、交通事業者、道路管理者、交通管理者等の関係者は、行動指針に基づき利用者に情報を的確に提供する情報伝達の方法及び体制のほか、自家用車の利用ができない交通弱者の移動手段の確保策を講じることにより、被害の拡大の防止に努める。

また、行動指針の実効性を確保するため、各関係機関は実施体制を整備し、市は行動指針の情報の更新等を行う。

- 八戸市災害時公共交通行動指針（参考資料）

2 情報伝達・収集・発信体制

市及び関係機関は、災害発生時における安全な公共交通の運行の確保及び利用者の混乱防止を図るため、情報伝達、収集及び発信体制の確立に努める。

- (1) 関係機関は、情報伝達、収集及び発信を行う通信連絡手段の確保に努める。
- (2) 市は、関係機関との連絡体制を確立するとともに、訓練等の実施に努める。
- (3) 市は、利用者が運行情報を入手するための情報発信拠点の整備に努める。

3 運行維持体制

(1) 安全確保

ア 交通事業者は、乗客及び乗務員の安全を確保するための対応マニュアル作成に努める。

イ 関係機関は、災害時に迅速に対応するため、訓練等の実施に努める。

(2) 運行サービス提供

交通事業者等は、災害発生時を想定し、維持・確保すべき運行サービスの水準及びその確保策について定めておくものとする。

(3) 運行資源の確保

交通事業者等は、運行を継続するための運行資源（運行管理施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策を事前に定めておくものとする。

4 連携体制

- (1) 市は、公共交通の運行面及び情報面での連携の実効性を高めるため、毎年度訓練を実施するなど平時から関係機関の連携・協力体制を確立するよう努める。
- (2) 関係機関は、それぞれの役割分担を明確にしておくよう努める。